

## ご当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について

## 1 趣旨

伊勢志摩サミットを機に、「伊勢志摩」の名を継続的に情報発信し、地域振興・観光振興に役立てることを目的として、ご当地ナンバーの導入に向けた取組を県及び周辺市町とともに進めるもの

## 2 ご当地ナンバーに係るこれまでの経緯

平成 16 年 11 月	ご当地ナンバー（第 1 弾）公募
平成 25 年 2 月	ご当地ナンバー（第 2 弾）公募
平成 28 年 4 月	県と市町の地域づくり連携・協働協議会（地域会議）調整会議で協議開始
7 月	県並びに伊勢市、鳥羽市及び志摩市の 4 者連名でご当地ナンバーの追加募集の実施及び要件緩和を求める要望書を国土交通省に提出
平成 29 年 5 月	ご当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレートを組み合わせた新ナンバープレートの導入要綱制定
8 月末～10 月	住民アンケート実施
11 月 13 日	各市町から県に対して地域名表示（ご当地ナンバー）の追加を要望
11 月 17 日	県から国土交通大臣に対して新ナンバープレート導入意向の表明

## 3 対象地域等

- (1) 対象地域 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、明和町の 3 市 4 町
- (2) 地域名表示 伊勢志摩

## 4 新たな地域名表示導入の基準

- (1) 次のいずれかの要件に該当すること。
  - ①対象地域内の登録自動車数が 10 万台を超えていること。
  - ②複数の市区町村を含む地域を対象地域とするものであって、当該対象地域内の登録自動車数が概ね 5 万台を超えているとともに、当該地域を呼称する名称が国内外において相当程度の知名度を有していること（世界遺産所在地、観光著名地等）。
- (2) 図柄入りナンバープレートをあわせて導入することを原則とする。
- (3) 新ナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること。
- (4) 対象地域において、住民の合意形成が図られていること。
- (5) 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。
- (6) 対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有手続きのワンストップサービスを導入している、又は概ね 3 年以内の導入が都道府県として決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていること。

## 5 今後の流れ（予定）

平成 30 年 3 月	県から国土交通大臣に新ナンバープレート導入申込み
7 月	導入地域決定
12 月	県から国土交通大臣に新ナンバープレートの図柄を提案
平成 32 年度	新ナンバープレート交付開始

